

「時計を持つものは時間を支配し、 時間を支配するものは労働を支配する」

昨年末から年明けにかけて実施した「教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査」の集計結果がまとまった。詳細の分析は今後の研究に委ねることとなるが、今回の単純集計からも様々な知見が得られた。

教員の勤務日における学校内の勤務時間数が平均して1日当たり11時間20分。12時間以上勤務する教職員も40.5%となっている。この結果は18年度の文科省調査の結果を大きく上回っており、一般の労働者との比較でも長い。

こうした長時間にわたる勤務の一方で、教員の教養を深める読書時間や健康を維持するための睡眠時間は一般と比べても低い水準となっており、長時間労働がこうした生活時間にも影響を及ぼしていることが推測できる。

このことは、単に個々の教員の健康問題にとどまらず、教員自身を高めるための時間をも奪い、結果として、わが国における教育の質の低下という社会問題化も危惧される。

また、多くの教員が自らの所定勤務時間数を知らないと答えた。1日の休憩時間数を知らないと答えた教員も多い。こうした労働条件の基本的な要件についての認識不足は長時間労働の実情にもまして、より深刻な課題と言えよう。

加えて、管理者の教員に対する勤務時間管理も十分には行われていないようである。現状では、教職給与特別措置法（給特法）のもと、時間外勤務手当を支給しなくともよい取り扱いとなっている。このことが管理職に教員の勤務時間を管理する必要性を感じなくさせているのではないだろうか。

一般的に、労働者にとっては労働の対価として賃金を得るのだから始業時刻・終業時刻をはじめ労働時間を把握することは当然と思われる（必要以上に働かされないように!）。使用者にとっても、労働安全衛生上の配慮義務はもちろん、時間外労働には協定の締結を前提に割増賃金の支払い義務が生じるのであるから明確に労働時間の管理を行うだろう（必要以上に支払わ

ないように!）。しかし今回の場面では、教員は自らの労働時間を認識することなく、管理者も労働者の労働時間を把握することのない職場環境が垣間見える。こうした時間管理に関する意識のなさ、あるいは時間管理のマネジメントのなさが、現実の長時間労働を招いていると思われる。

もっとも、本来労働時間を管理する義務は使用者にあるのだから、声高に教員側の労働時間に関する認識不足を責めるのは少々お門違いかもしれない。

働きすぎた時間を賃金ではなくて休暇で調整する制度（調整休暇）の導入に関する意向調査では興味深い結果が出た。約半数の教員が何らかの形で調整休暇について導入すべき、あるいは検討すべきだと回答している。現場の声は、調整休暇の導入を否定していないようだ。

ただし、現実には休暇調整をするためには、具体的に勤務時間を把握する仕組みの導入が不可欠だ。現状のままでは導入は困難だろう。

また、実際の調整場面を想定すれば、個々人で調整することは、実際の仕事量、同僚への配慮等から事実上難しいことが考えられる。しっかりした集团的労使関係を構築し、そのもとでの調整を行えるような仕組みも考える必要があるだろう。このことは調整休暇以外の分野に対しても重要な基盤・仕組みとなるのではないと思われる。

ヨーロッパの労働時間に関する有名な諺に「時計を持つものは時間を支配し、時間を支配するものは労働を支配する」というものがある。これは、当時の工場で時計を所有していたのは工場の監督だけであり、始業時よりも早くベルを鳴らしたり、時計の針を遅くして終業時間を遅らせたりして労働時間を恣意的に支配していた事例に基づいている。この諺は、労働者にとって、自ら時間・時刻を管理・支配することがどれだけ重要なことかを教えてくれている。

（杉山豊治 主任研究員）